

平成30年2月28日（水）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は19人で定足数に達しております。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から、平成30年2月26日付、橋総第654号をもって、追加議案3件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において12番 堀内君、13番 樽井君の2名を指名いたします。

日程第2 議案第52号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について から、日程第4 議案第54号 橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について までの3件

○議長（岡 弘悟君）日程第2 議案第52号 橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について から、日程第4 議案第54号 橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定

介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

それでは、本日、追加提案させていただきました議案について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案第52号の橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、議案第53号の橋本市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例につきましては、関連する議案でございますので、一括して説明いたします。

介護保険法の改正により、これまで都道府県が実施していた指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が、平成30年4月1日より市町村に権限委譲されることに伴い、議案第52号は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を新たに定めるもの、議案第53号は指定居宅介護支援事業者の指定における申請者に関する基準を新たに規定するものでございます。

議案第54号は、橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、国の省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案3件についてご説明申し上げました。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）市長の説明が終わりました。

これより、議案第52号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第52号については、文教厚生委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

（午前9時35分 休憩）

（午前9時50分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

日程に従い、議案審議を行います。

次に、議案第53号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第53号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第53号 橋本市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第54号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第54号 橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岡 弘悟君)以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明3月1日から7日までの7日間は委員会
審査等のため休会とし、3月8日午前9時30

分から会議を開くことにいたしたいと思いま
す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前9時52分 散会)